

## 大口町介護支援専門員連絡会議設置要綱

### (設置)

第1条 大口町高齢者サービス調整会議（以下「調整会議」という。）の下部組織として、大口町介護支援専門員連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

### (目的)

第2条 連絡会議は、介護支援専門員の資質の向上を図り、大口町の要支援者及び要介護者等に最も効果的、効率的な保健、医療、福祉サービスの提供に資することを目的とする。

### (活動内容等)

第3条 連絡会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 介護支援専門員の資質の向上に関する事。
- (2) 介護支援専門員の職業倫理に関する事。
- (3) 介護支援専門員の援助技術の向上に関する事。
- (4) 居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者及び介護保険施設の情報に関する事。
- (5) 地域の保健、医療、福祉サービスの情報に関する事。
- (6) 参考事例の検討に関する事。
- (7) 他の関係組織との連携、情報交換に関する事。

2 連絡会議は、調整会議開催の都度活動内容の報告を行う。

3 連絡会議は、必要に応じ調整会議の委員の指導、助言を受ける。

### (組織)

第4条 連絡会議は、大口町内の要支援者及び要介護者の介護支援計画を作成する介護支援専門員で、次に掲げる機関に所属するものをもって組織する。

- (1) 指定居宅介護支援事業者
- (2) 指定居宅サービス事業者
- (3) 介護保険施設

(4) 行政機関

(5) その他町長が必要と認めるもの。

(運営)

第5条 連絡会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第6条 連絡会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

3 連絡会議は、委員の求めに応じ会長が必要と認めた場合は、随時開催することができる。

第7条 連絡会議の事務局は、大口町地域包括支援センターに置く。

(その他必要事項)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則 (平成11年9月28日大口町告示第57号)

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日大口町告示第27号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、この要綱による改正後の大口町介護支援専門員連絡会議設置要綱第7条第2項の規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月18日大口町告示第85号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町介護支援専門員連絡会議設置要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日 大口町告示第29号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日 大口町告示第16号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。